

導入まで
あと 10 ヶ月！！

消費税軽減税率制度説明会

平成 31 年(2019 年)10 月 1 日から消費税の軽減税率制度が実施されます。

◎消費税の軽減税率制度は、平成 31 年(2019 年)10 月 1 日からの消費税率の 10%への引上げと同時に実施されます。

◎軽減税率対象品目を取扱う消費税課税事業者の方だけでなく、例えば会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けて早めの準備が必要となります。

すべての事業者の方に関係ある制度です。

事前準備として、是非この機会に学んでみませんか。



開催要領

日時：平成30年11月28日(水)

15:00~16:30

会場：早良商工会館 2階

(福岡市早良区東入部2-14-10)

受講料：無料

定員：50名(定員になり次第締切ります)

申込：下記申込書に必要事項をご記入頂き
FAX またはお電話にてお申し込み下さい。

早良商工会 電話092-804-2219

講座内容

【第1部】15:00~15:30
消費税軽減税率制度説明会

講師：西福岡税務署

【第2部】15:30~16:30
「ネット de 記帳」説明会

講師：レスクテック(株) 高原 広文 氏

商工会がサポートする会計ソフトの説明会を行います。

同時開催

早良商工会 行 (FAX 092-804-4455)

事業所名					TEL	-
					FAX	-
所在地	(〒 -)					
受講者氏名	役職	氏名	役職	氏名		
業種(○印を)	製造・建設・小売・卸売・サービス・その他()					

※ご記入いただいた情報は、適切な管理を図り、参加者名簿の作成の他、本セミナーに関する連絡の目的のみに利用します。
申込書は受講者氏名を記入する欄は2名までですが、1事業所2名以上の参加も可能です。